

発議第1号

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成25年2月8日提出

| | | |
|-----|--------------------|---------|
| 提出者 | 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 | 小林 あきろう |
| | 同 上 | 宮下 愿吾 |

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年議会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。